

広島県公立大学法人における反社会的勢力に対する基本方針

平成30年12月策定
令和3年4月改正

広島県公立大学法人は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係遮断を明確にするため、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定める。

- 1 反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2 反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、学生、教職員及び役員の安全を最優先し、組織的に対応します。
- 3 反社会的勢力による不当要求が、本学の事業活動上の不祥事や学生、教職員及び役員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための取引や資金提供は行いません。
- 4 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対抗措置を講ずる等、断固たる態度で対応します。
- 5 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関等と緊密な連携関係を構築します。